

平成29年度 第1回 朝来市地域包括ケアシステム推進会議

次 第

日 時：平成29年5月31日（水）13:30～15:30

場 所：朝来市役所3階 301・302号室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 会長・副会長の選任

5 議 事（進行：会長）

（1）報告事項

●平成28年度の取り組み報告

- ①『在宅医療・介護連携会議』からの報告（資料1）
- ②『脳耕会』からの報告（資料2）
- ③『向こう三軒両隣会議』からの報告（資料3）
- ④『ケアマネジメント支援会議』からの報告（資料4）
- ⑤『地域の声を集める・共に考える』からの報告（資料5）

●平成29年度の取り組み予定報告

- ①『介護保険事業計画策定委員会』の予定（資料6）
- ②『生活支援コーディネーター』の設置（資料7）
- ③『初期集中支援チーム』の設置（資料8）

（2）協議事項

- ①朝来市の現状と課題（資料9）
- ②朝来市地域ケア会議体制デザイン図の変更（資料10）
※参考：向こう三軒両隣会議内容一覧（資料11）

6 閉 会

次回 平成29年度第2回地域包括ケアシステム推進会議開催予定

日 時：11月15日（水）13:30～15:30

場 所：朝来市役所 401・402号室

平成29年度 地域包括ケアシステム推進会議委員名簿

団体名等	所属	職名等	氏名
介護保険事業計画策定委員会	馬庭医院	院長	馬庭 幸二
脳耕会	大植病院	心理士	中山 隆人
在宅医療・介護連携会議	朝来医療センター	医療ソーシャルワーカー	稲葉 政人
ケアマネジメント支援会議	さかもと医院	主任介護支援専門員	小谷 由紀
特別養護老人ホーム施設長連絡会	緑風の郷	施設長	梶原 宏
シルバー人材センター	シルバー人材センター	事務局次長	下口 光子
朝来市社会福祉協議会	朝来市社会福祉協議会	次長	山田 覚
朝来警察	朝来警察	生活安全係長	竹内 環
朝来健康福祉事務所	朝来健康福祉事務所	所長	長江 利幸
但馬長寿の郷	但馬長寿の郷	課長補佐	小森 昌彦

※任期：平成29年5月31日～平成31年3月31日

健康福祉部	部長	小谷 則彰
高年福祉課	課長	梶 孝江
	課長補佐	足立 高光
朝来市地域包括支援センター	参事兼 地域包括支援センター長	馬袋真理子
	主任介護支援専門員	足立 里江
	社会福祉士	藤原 正浩
	保健師	福富麻起子
	主任介護支援専門員	夜久美由紀
	社会福祉士	小畑 知見
生野地域包括支援センター	主任介護支援専門員	福田 恵子
	社会福祉士	梶本久美子

朝来市告示第 27 号

朝来市地域包括ケアシステム推進会議要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 29 日

朝来市長 多 次 勝 昭

朝来市地域包括ケアシステム推進会議要綱

(設置)

第 1 条 高齢者が、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援等を包括的かつ継続的に提供する体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築のための協議等を行うため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 48 第 1 項の規定に基づき、朝来市地域包括ケアシステム推進会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 地域ケア会議は、次に掲げる事項を協議し、又は調査する。

- (1) 介護支援専門員による高齢者自立支援に資するケアマネジメントの支援に関すること。
- (2) 高齢者の実態把握及び課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域における課題の把握及び分析に関すること。
- (4) 安心して暮らせる地域づくりのための方策に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 地域ケア会議は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療事業関係者
- (2) 介護事業関係者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 介護支援専門員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 地域ケア会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域ケア会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 地域ケア会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地域ケア会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 地域ケア会議に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 在宅医療・介護連携会議 介護及び医療の連携に関する検討

(2) 脳耕会 認知症支援策に関する検討

(3) ケアマネジメント支援会議 ケアマネジメント支援を通じた高齢者の個別課題の解決に関する検討

(4) 向こう三軒両隣会議 高齢者の個別課題の解決に関する検討

2 部会に必要な委員(以下「部会委員」という。)を置き、その選択については別に定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議については、地域ケア会議の会議の例による。

(他の機関との連携)

第7条 地域ケア会議は、協議又は調査に関する内容を朝来市地域包括支援センター運営協議会及び朝来市介護保険事業計画等策定委員会に報告するものとする。

(個人情報保護)

第8条 地域ケア会議の委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 地域ケア会議の庶務は、健康福祉部高年福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(朝来市脳耕会要綱の廃止)

2 朝来市脳耕会要綱(平成19年朝来市告示第97号)は、廃止する。